第１章　建設コンサルタントの概要

１－１　建設コンサルタントの概要

我が国の社会資本整備（建設事業）の歴史を見ると、戦前は、内務省、農林省等の職員により直轄で、企画、調査、計画、設計から施工までが一貫して行われていた。その後、1955 年以降（昭和 30 年代に入って）社会資本整備の急速な拡大とともに、名神高速道路、東海道新幹線などの大規模事業が着手され、調査、計画、設計及び工事監理を担う建設コンサルタント業務において、外部の民間技術力活用の機運が急速に広まった。

このような状況を背景に 1959（昭和 34）年 1 月、建設コンサルタントの契約方式、標準契約書、価格の積算方法などを規定した「土木事業に係る設計業務等を委託する場合の契約方式等について」が、建設省事務次官通達として発出された。この通達の最大のポイントは「設計・施工分離の原則」の明確化で、この原則が建設コンサルタント業務の確立と発展の基礎となった。

建設コンサルタントの公的な定義は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（1952（昭和 27）年制定、最終改正　2022（令和 4）年）に規定されている。同法第１９条第三号において、「土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者（以下「建設コンサルタント」という。）」と定義され、国土交通省では、建設コンサルタントに測量業、地質調査業を加えた 3 業種を建設関連業と呼び、建設生産・管理システムの「上流部」から「下流部」に至る幅広い範囲における技術サービスの提供者と位置付けている（**図 1-1-1**）。

出典：協会「パンフレット（一般向け）」より（2024 年 7 月更新）

図 1-1-1　建設コンサルタントのポジションと業務範囲

建設コンサルタントは、日本標準産業分類（2023（令和 5）年 7 月告示、2024（令和 6）年 4 月施行）によると、学術研究、専門・技術サービス業＞技術サービス業＞土木建築サービス業＞建築設計業に分類されており、設計監理業、建物設計製図業、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）と同分類になっている。

このように、建設コンサルタントという職業立場は、発注者の補助者としてスタートし、コア業務（調査、計画、設計、工事監理及び維持管理）を確実に推進する過程のなかで、自律する企業や技術者としての地位の確立を目指してきた。現在、建設コンサルタント企業や技術者が活躍しているフィールドは非常に多岐に渡り、上記に示すコア業務以外にも、学・協会活動、研究活動、教育活動、地方創生事業等の取組み、更に近年は IoT、DX などの革新技術やカーボンニュートラ

ル、グリーンインフラなどの新たな課題解決に参画し、広く社会に貢献している。

「建設コンサルタント登録規程」（1977（昭和 52）年制定、最終改正 2022（令和 4）年）による登録制度は法的根拠に基づく制度ではなく、国土交通省における行政指導の一つである。申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示・公証することにより、発注者である国などの公共機関に活用されている。

登録要件として、全 21 部門のうちの当該登録部門に係る業務の技術上の管理を司る専任の者（技術管理者）として、一定の資格、経験を有する技術者、すなわち技術士の資格を有する者を専任とすることを原則としている。また、財産的基礎又は金銭的信用を有する者であることとされ、要件として、法人の場合は、資本金 5 百万円以上、かつ、自己資本 1 千万円以上である者、個人の場合は、自己資本 1 千万円以上である者とされている。

国土交通省の建設関連業登録業者数調査によると、2023（令和 5）年度末時点で、建設コンサルタントの登録業者数は 3,932 業者である。

建設コンサルタントに必要な主な資格としては、技術士と RCCM（Registered Civil Engineering Consulting Manager、シビルコンサルティングマネージャ）がある。

技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、登録した者だけに与えられる名称独占の国家資格である。技術士は、国や地方公共団体等が発注する建設コンサルタント業務における管理技術者や照査技術者の要件の一つとしても定められており、建設コンサルタント業務にあっては中枢の資格となっている。

また、RCCM は、建設コンサルタントの実務を行う技術者の技術力向上と品質の確保の必要性を謳った 1991（平成 3）年度の建設省（現国土交通省）重点施策に沿って創設されたもので、建設コンサルタント業務にあっては技術士資格と並んで重要な資格である。

現在では、建設コンサルタント業務発注方式の主流となっているプロポーザル方式・総合評価落札方式において、RCCM は国家資格である技術士に並び管理技術者や照査技術者の資格要件となっている。

更に、国土交通省は 2014（平成 26）年 12 月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を施行し、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始しており、RCCM は 2025（令和 7）年 2 月までに維持管理分野では 14 施設 31 資格、計画・調査・設計分野は 19 施設 23 資格、合計 54 資格が登録されている。

１－２　建設コンサルタンツ協会の概要

1-2-1 歴史

建設コンサルタンツ協会は、社会資本の整備と活用に貢献するため、建設コンサルタントの資質と技術力の向上を図り、これによって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、1961（昭和 36）年 4 月に発足し、1963（昭和 38）年に建設大臣の許可を受けて社団法人化した。2000（平成 12）年には一般社団法人化している。

図 1-2-1、**表 1-2-1** に示すように、社団法人化時の企業数は 19 社であったが、1964（昭和 39）年に「建設コンサルタント登録規程」（旧規定）の建設大臣告示により、急速に会員企業数が増加した。しかし、1998（平成 10）年度がピークとなる公共事業予算の減少を背景に、会員企業数も 2003（平成 15）年度以降に減少に転じた。2012（平成 24）年度以降は、東日本大震災を契機に増加し、2025（令和 7）年 3 月末時点の会員企業数は 509 社である。

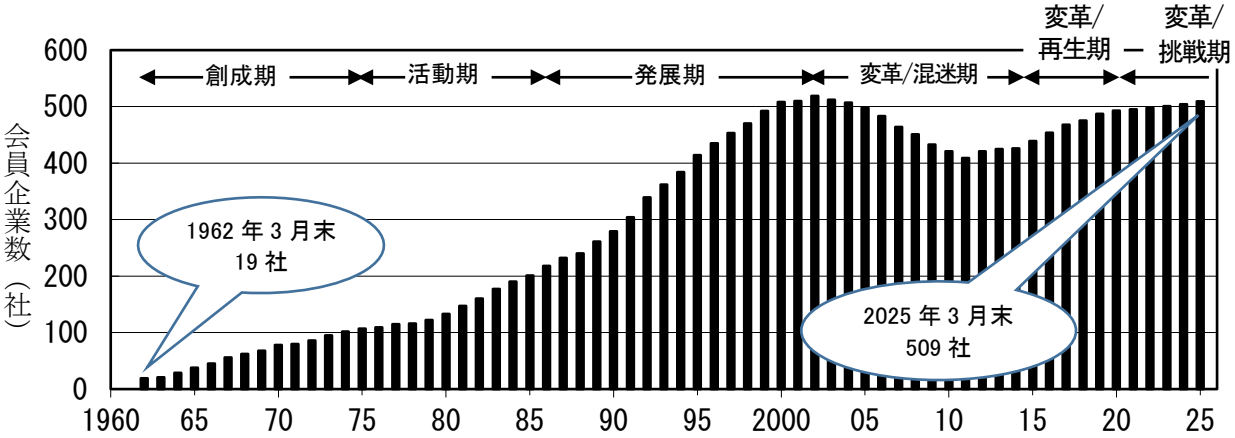

出典：協会「令和 5 年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（令和 6 年 8 月）などから作成

図 1-2-1　会員企業数の変遷

表 1-2-1　協会の変遷

年　代	トピックス
創成期 1963（昭和 38）年～ 1975（昭和 50）年頃	・建設コンサルタント企業が社会で活躍をはじめた 1961（昭和 36）年に発足し、1963（昭和 38）年に社団法人化 ・組織や制度の整備が行われるとともに、地方支部も順次設立
活動期 1975（昭和 50）年頃～ 1985（昭和 60）年頃	・時代の大きなうねりのなかで、体制の充実と協会独自の長期構想を生み出すための準備の時期
発展期 1985（昭和 60）年頃～ 2000（平成 12）年頃	・建設コンサルタントビジョンの具体化とそれに見合った組織改革、RCCM 制度の創設など独自の活動を展開し、飛躍を遂げた時期
変革／混迷期 2000（平成 12）年頃～ 2012（平成 24）年頃	・新たなビジョンの策定やインフラストラクチャー研究所の創設など、公共事業予算の減少という新たな局面のなかで、次代のあるべき姿を求めて変革を続けている時期 ・協会運営の合理化、効率化を一層推進するとともに、公益法人改革への対応として一般社団法人へ移行
変革／再生期 2012（平成 24）年頃～ 2021（令和 3）年頃	・東日本大震災を契機として公共事業予算が増加に転じたことに伴い、建設コンサルタントの役割が拡大するなかで、発注機関との意見交換会を通し、報酬の継続的改善、技術力に基づく選定の促進、就業環境改善に資する納期の平準化などの取組みを行い、大きく進展
変革／挑戦期 2021（令和 3）年頃～	・新型コロナウイルス感染症の流行や SDGs の提唱を契機に、建設コンサルタントの地位向上に向けて、DX などの革新技術やカーボンニュートラル、GX などの新たな課題に主体的に挑戦

1-2-2 会員企業の特徴

会員企業は全国に広がっており、データが分析できている 2024（令和 6）年 3 月末時点で、東京都（89 社）が圧倒的に多く（89 社/504 社=17.7%）、福岡県、北海道、愛知県、大阪府が続いており、一方島根県は唯一の会員空白県となっている。

図 1-2-2 に 2023 年 4 月 1 日時点の資本金規模別の会員企業数と「建設コンサルタント規程」による登録企業のそれぞれの構成比率と比較して示している。登録企業の 5 割以上が資本金 2 千万円未満であるのに対し、会員企業の 8 割弱が資本金 2 千万円以上となっている。会員企業は、登録企業のなかで比較的経営規模の大きな企業が加入しているといえる。

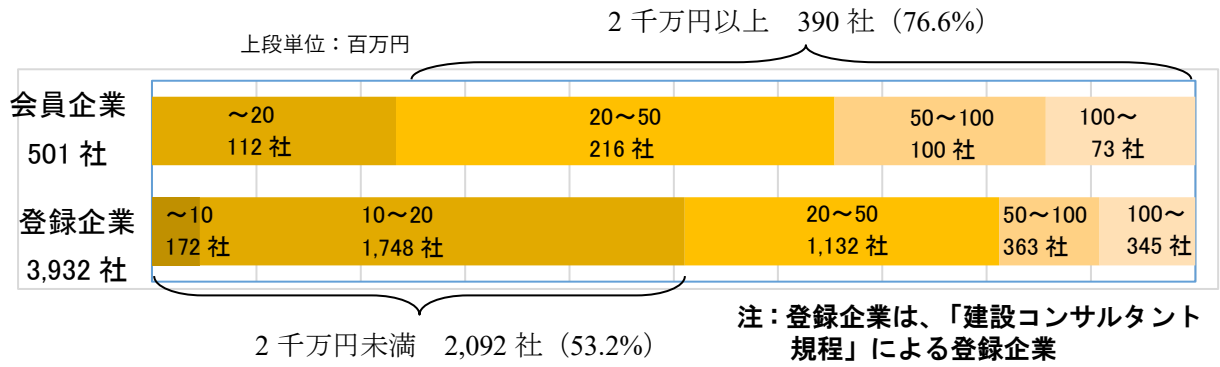

出典：協会「令和 5 年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（2024 年 8 月）などから作成

注）集計データ時期の関係上会員企業数は**図 1-2-1** と一致しない

図 1-2-2　資本金規模による会員企業と登録企業の比較

2023 年 4 月 1 日時点の建設コンサルタント登録を行っている部門数の構成比率は、**図 1-2-3** に示すとおりである。登録企業のうち 2 部門以下の登録を行っている企業が 7 割弱となっており、3 部門以上登録している企業は 3 割強である。これに対して会員企業では 3 部門以上登録している企業は 9 割以上を占めている。

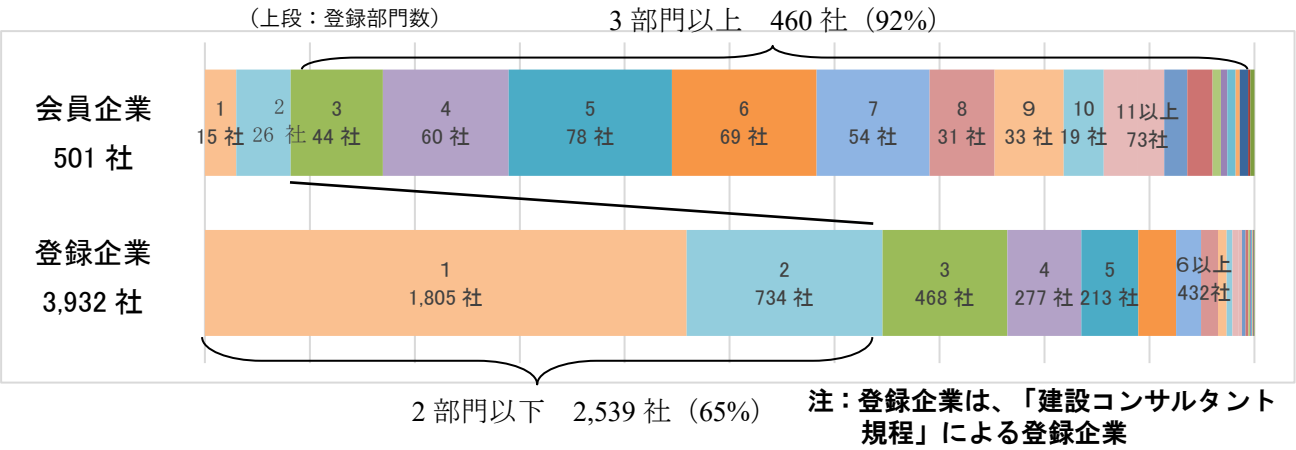

出典：**図 1-2-2** と同じ

注）集計データ時期の関係上会員企業数は**図 1-2-1** と一致しない

図 1-2-3　登録部門数による会員企業と登録企業の比較

会員企業のコンサルタント部門売上高総額は**表 1-2-2** に示すように、1997 年（平成 9）年度には、10,332 億円に達した。その後減少を続けたが、2012（平成 24）年度から増加傾向に転じて、2020（令和 2）年度には 10,735 億円と 9 期連続して増加し、2021（令和 3）年度は微減したものの、2022（令和 4）年度からは再び増加にしている（**図 1-2-4**）。

表 1-2-2　会員企業のコンサルタント部門売上高・職員数・技術職員数

年　度		1997	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
会 員 数(社)		480	454	465	475	487	493	495	498	501	504	509
コンサルタント部門	売上高(億円)	10,332	8,657	8,802	9,209	9,737	10,205	10,735	10,727	11,309	11,809	12,437
	売上高の対前年比	3.5%	1.2%	1.7%	4.6%	5.7%	4.8%	5.2%	▲0.1%	5.4%	4.4%	5.3%
	一社当たり(億円)	21.5	19.1	18.9	19.4	20.0	20.7	21.7	21.5	22.6	23.4	24.4
	職員数(人)	57,324	48,690	50,030	52,567	54,217	56,497	58,610	58,507	61,508	62,835	65,015
	一人当たり(千円)	18,024	17,780	17,593	17,519	17,959	18,063	18,316	18,335	18,386	18,794	19,129
	技術職員数(人)	46,665	41,418	42,509	44,700	46,151	47,971	49,998	49,924	51,962	53,339	55,115
	一人当たり(千円)	22,141	20,902	20,706	20,602	21,098	21,273	21,471	21,487	21,764	22,140	22,566
建設投資額（名目値：億円）		353,040	195,552	204,338	204,659	213,415	221,463	252,178	251,005	257,500	248,000	258,100

注1　コンサルタント部門売上高(官公庁、民間、海外を含む)は、建設コンサルタント登録21部門を集計
注2　建設投資額（名目値）のうち、土木（政府＋民間）を計上（ただし、2022，2023は見込み、2024は見通し額）。
出典：協会「会員名簿」(1998～2025 年度)
　　国土交通省総合政策局建設統計室「令和 6 年度（2024 年）建設投資見通し」(2024 年 8 月)(国土交通省ホームページ)

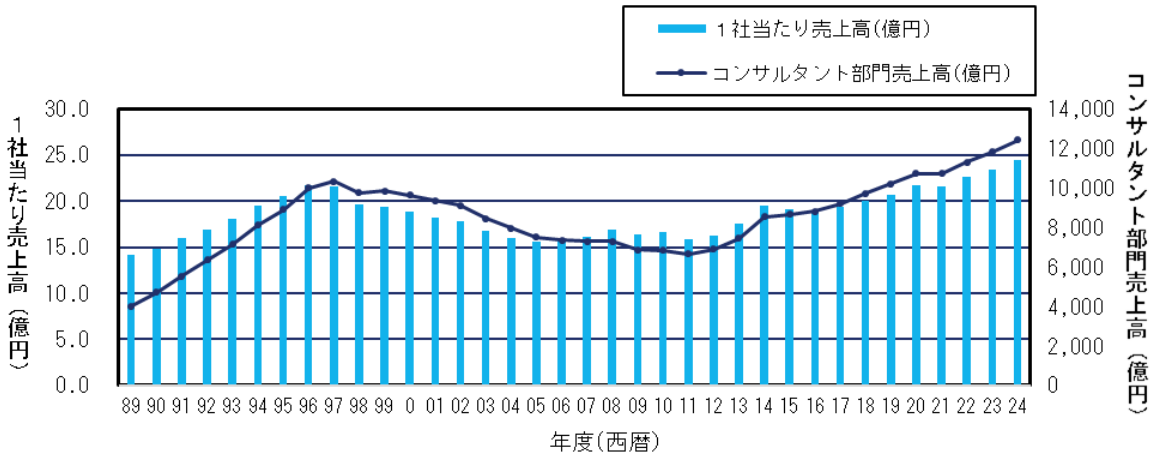

図 1-2-4　会員企業のコンサルタント部門売上高の推移

1-2-3 技術者

（１）技術職員数

会員企業で働く技術職員の数は**図 1-2-5** に示すように、1997（平成 9）年度には 46,665 人に達し、その後減少傾向にあったが、2010（平成 22）年度以降増加に転じ、2022（令和 4）年度に 5 万人を超え、2024（令和 6）年度は 55,115 人となっている。

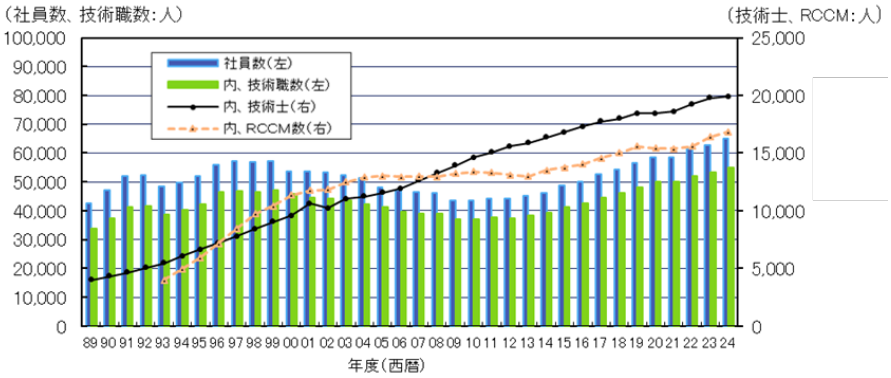

図 1-2-5　会員企業の職員数と資格取得者の推移

（２）職員の高齢化

建設コンサルタントに所属する職員の年齢構成（**図 1-2-5**）を見ると、人数の最も多い年齢は、1995（平成 7）年度が 24 歳から 26 歳であったのに対し、その後の新卒採用が少なかったことで、2024（令和 6）年度では 52 歳から 54 歳が最も多くなり、建設コンサルタントは高齢化が進んだ業界となっている。近年は、担い手不足を解消するため、ベテラン・シニア技術者を積極的に活用している。また、建設関連業界の魅力アップに力を注ぐことにより、20 歳代の増加傾向がみられている。

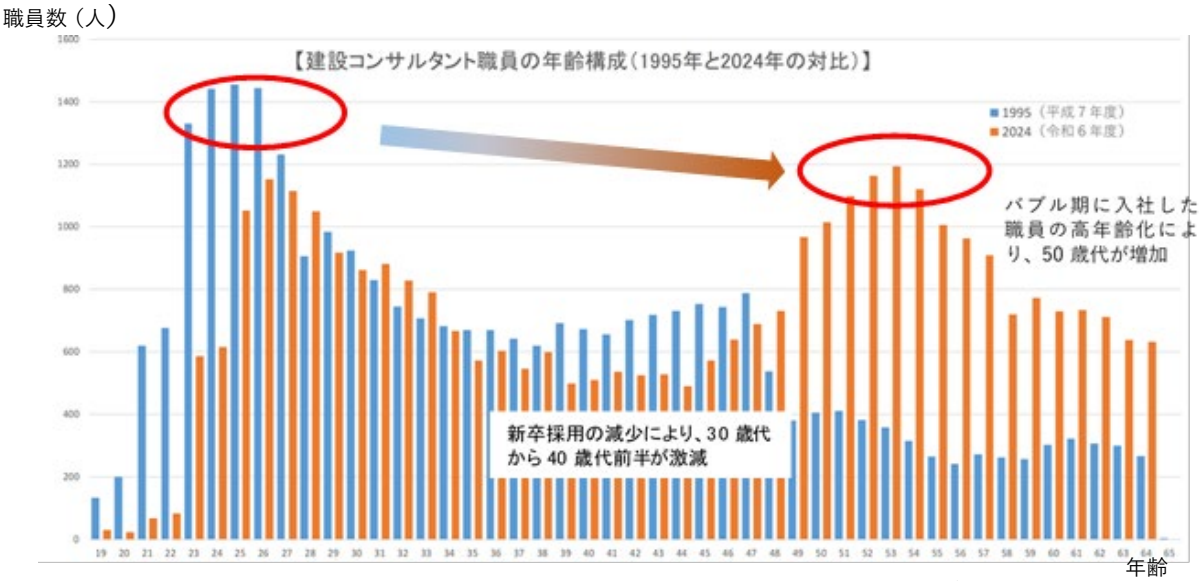

出典：建設コンサルタンツ企業年金基金「建設コンサルタンツ企業年金基金資料」（2025 年 3 月）

図 1-2-6　建設コンサルタント職員の年齢構成

（３）女性技術者の現状と活躍推進

図 1-2-7 に示すとおり、建設コンサルタント業界は、女性技術者の比率が低いことから、今後は女性技術者の採用・育成・定着が重要となる。2019（平成 31）年 4 月に施行された改正労働基準法や 2019（令和元）年 6 月に施行された改正品確法などに対応し、社内の規定や制度を改善し、女性技術者も働きやすい環境作りを推進し、活躍の場を提供できるような「働き方改革」の推進が一層必要となる。

また、**図 1-2-8** に示すとおり技術系女性は、20 代、30 代だけで 60%弱となっている。今後、この世代の定着が女性技術者の比率向上に影響すると考えられる。

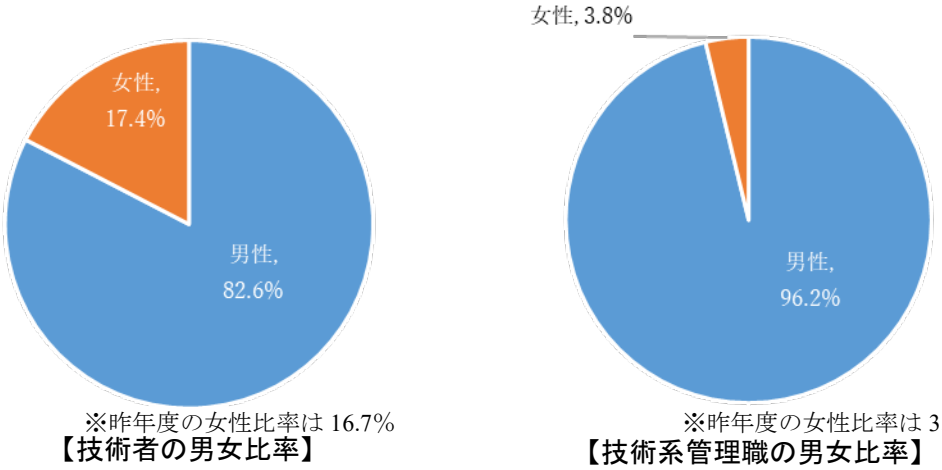

※昨年度の女性比率は 16.7%
【技術者の男女比率】

※昨年度の女性比率は 3.5%
【技術系管理職の男女比率】

出典：協会「担い手確保、女性社員、シニア社員等に関する実態調査」（2025 年 4 月）

図 1-2-7　技術者の男女比率に関する実態調査結果

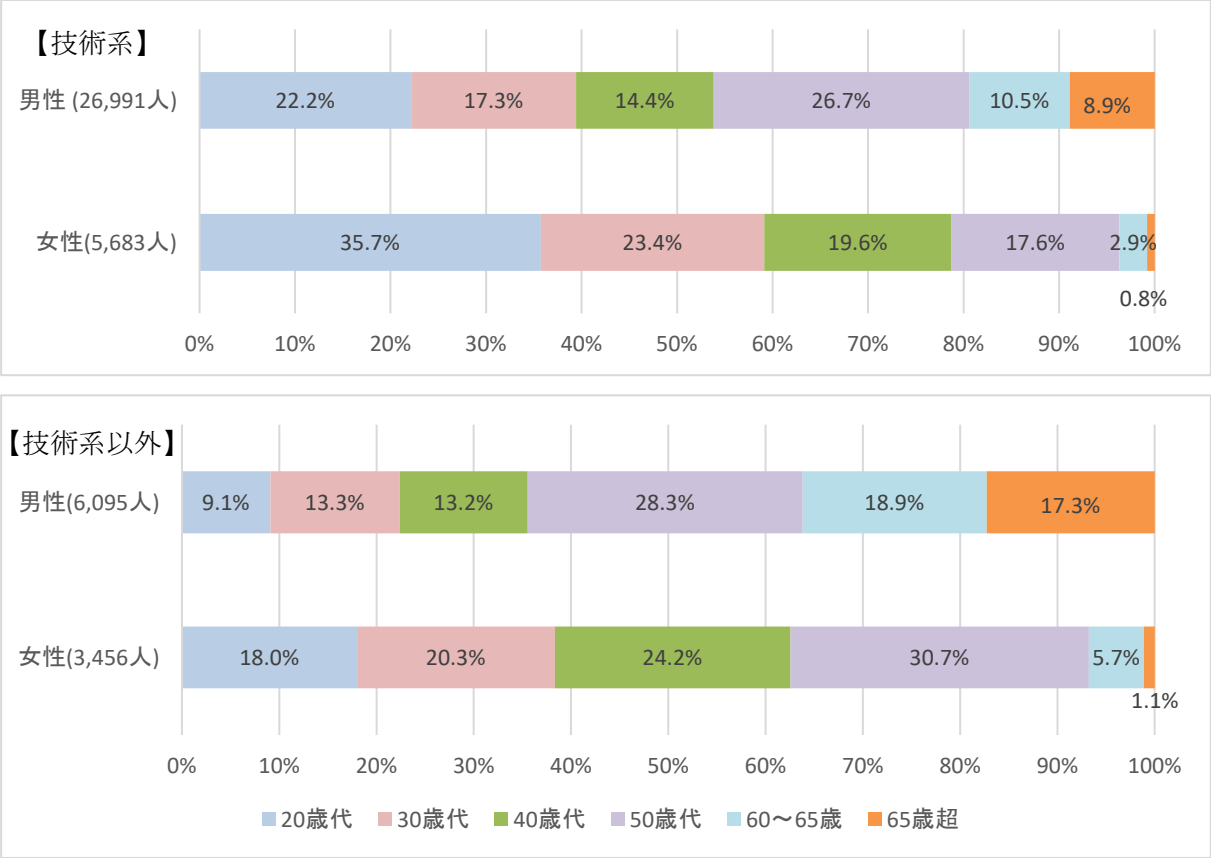

出典：協会「担い手確保、女性社員、シニア社員等に関する実態調査」（2025 年 4 月）

図 1-2-8　男女年齢構成比の調査結果

１－３　健全な企業経営に向けて

1-3-1 社会的ルールの遵守

建設コンサルタントは、「自律した建設コンサルタント」として、建設生産・管理システムの上流工程を担う専門家集団の責務を自覚し、社会への貢献を果たすため、協会では 1991（平成 3）年 5 月に倫理的行動規範である『倫理綱領』（**表 1-3-1**）を制定し、2019（令和元）年 5 月には社会の要請に合わせて改定を行っている。

表 1-3-1　協会の倫理綱領（1991（平成 3）年制定、2019（令和元）年第二次改定）

１．法令、社会規範及び契約の遵守
２．品位の保持
３．信用と信頼の保持
４．技術の向上と品質の保持
５．持続可能な社会の構築

協会は、1991（平成 3）年 5 月に制定した倫理綱領を補完する位置付けとして、2000（平成 12）年 10 月に『建設コンサルタント技術者の倫理』を、2008（平成 20）年 10 月に『職業倫理啓発の手引き』をそれぞれ策定するとともに、2011（平成 23）年 5 月に『建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画』を定め、職業倫理・コンプライアンスなどに関する啓発活動を継続的に実施してきた。

このうち、『建設コンサルタント技術者の倫理』及び『建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画』は、策定から長期間が経過し、その内容が建設コンサルタントに浸透してきた一方、今まで改定を経てこなかったことから、現在においては事業活動における商慣習と乖離した内容を含んでいる。そのため、2022（令和 4）年 3 月に名称をそれぞれ『建設コンサルタントの倫理』（**表 1-3-2**）、『建設コンサルタントにおける法令遵守のための行動計画』に改称し、倫理綱領に依拠した内容に見直した。

表 1-3-2　建設コンサルタントの倫理（2008（平成 20）年策定、2022（令和 4）年名称・内容改定）

１．法令、社会規範及び契約の遵守 ・法令を遵守し、不当な取引を排除し、公正かつ自由な競争を堅持する。 ・技術成果の権利を正当に帰属させ、他人の権利を尊重する。 ・依頼者の秘密と正当な利益を守り、契約の完全履行に努める。 ２．品位の保持 ・広く社会から信頼され尊敬される専門家となるため、人間性や道徳観の向上を図る。 ・常に客観的な事実根拠に基づくことを前提とし、他の専門家の技術成果を尊重する。 ３．信用と信頼の保持 ・協会や学会の活動にとどまらず、市民団体等にも積極的に参加するなどし、専門家として広く社会に貢献する。 ・依頼者からの要請に対し、専門家として適正な技術力、注意力をもって、独立した立場で真実に即し、誠実に業務を遂行する。 ・依頼者との信頼関係のもとで、公正な分析と判断を行い、社会及び依頼者の健全で適

正な利益を保護する。
・利害関係が生ずる場面においては、独立した立場を堅持し、信念と誠実さをもって解決を図る。
・依頼者の目的を理解し、科学的論理性に基づく正確で的確な技術情報を提供する。
４．技術の向上と品質の確保
・自らの専門とする技術領域において高い品質レベルのサービスを提供する。
・提供するサービスの価値を高めるため、専門家としての技術力の研鑽に努める。
・後進の指導育成に励み、自己の専門とする技術分野の持続・発展に努める。
５．持続可能な社会の構築
・専門的知見と経験に基づき、公共的な課題を解決し、社会の持続的な発展に貢献する。
・人々の安全や安心に対する責任を自覚し、業務を通じて自然環境の保全と活用、社会環境の改善に努める。
・業務の履行にあたっては、地域社会の文化や価値観に配慮する。

2023（令和 5）年度には、2008（平成 20）年度策定以降未改定であった『職業倫理啓発の手引き』について、倫理綱領等の改定を踏まえた『建設コンサルタントにおける職業倫理啓発の体系』として再整理した。これにより、協会の倫理綱領の改訂に合わせた一連の体系化が完了し、改めて会員企業に対して、より一層の「高い倫理観の醸成と法令の遵守」を求める体制が整備された。

1-3-2 企業の社会的責任（CSR）

CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、**表 1-3-2** に示した建設コンサルタントにおける企業倫理の遵守だけに留まらず、広義には企業統治の概念をも含んだ非常に幅広い理念である。社会的責任に関する国際規格である ISO 26000：2010（社会的責任に関する手引き）においては、企業が社会的責任に取組み、持続可能な発展への貢献を最大化するために必要な、以下の 7 つの原則とそれらに基づく 7 つの中核主題が示されている。

表 1-3-3　ISO 26000:2010(JIS Z 26000:2012）における社会的責任の原則及び中核主題

【7 つの原則】	【7 つの中核主題】
・説明責任 ・透明性 ・倫理的な行動 ・ステークホルダーの利害の尊重 ・法の支配の尊重 ・国際行動規範の尊重 ・人権の尊重	・組織統治 ・人権 ・労働慣行 ・環境 ・公正な事業慣行 ・消費者課題 ・コミュニティへの参画

建設コンサルタントの企業活動は、社会資本整備における建設生産・管理システムの上流側に位置しており、公益性の高い事業に携わることが多い。よって、その社会的責任は非常に重く、関係する領域や役割が近年多様化しつつある現状を踏まえつつ、建設コンサルタントが積極的に社会的責任を果たしていくことは、持続可能な国土の発展に寄与するとともに、あらゆるステークホルダーからの信頼を得ることに繋がると考える。

なお、**表 1-3-3** に示す 7 つの原則・中核主題に配慮し企業経営を行うことが、CSR を果たして

いく上で重要である一方で、企業の社会的評価指標の一つになっている ESG（Environment、Social、Governance）経営やサステナビリティ経営などの考え方も取り入れていくことが求められている。

1-3-3 事業継続計画（BCP）

近年の自然災害の激甚化・広域化や新型コロナウイルス感染症の世界的まん延など、長期間の事業停止を余儀なくされる事態がいつでもどこでも起こり得る可能性がある。このため、企業にとっては、地震や豪雨災害などの大規模な自然災害をはじめ、火災、テロ、サイバー攻撃、感染症など、リスクの多様化に伴い、事態が発生したのち、いかに速やかに事業を継続・再開させることができるかが問われている。更に、建設コンサルタントは、被災した社会資本の迅速な災害復旧に貢献するため、地域との協調、地域貢献、相互扶助などの視点も含めて地域との連携を意識して取り組む必要がある。

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みの推進は、安全・安心な国民生活を堅持するという社会的責任を果たす上でも重要であるため、会員企業も独自で「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、事業継続計画を適切に運用して実効性を高めるために「事業継続マネジメント」（BCM : Business Continuity Management）の構築に取り組んでいる。そのため、会員企業は自然災害や感染症などが発生した場合に、対策本部の設置など、体制を整え、自企業の事業継続のみならず、協会や行政機関と連携を取りながら、災害復旧対応や社会資本整備の事業継続等に貢献している。

また、2020（令和 2）年に顕在化した新型コロナウイルス感染症に対して、協会は 2020（令和 2）年 4 月に「新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部」を設置し、感染拡大の予防措置を図るとともに、会員企業は事業活動に制約があるなかでも可能な限り社会資本整備に遅れが生じないように、WEB 会議や在宅勤務などのテレワークを駆使しながら、社会資本整備への貢献を継続した。協会では 2020（令和 2）年 12 月に「業務におけるテレワークガイドライン（案）」を策定し、会員企業が業務においてテレワークを実施する場合を対象とし、これまでの先進事例を通じて得られた知見に基づき、今後新たにテレワークを導入する際に留意すべき事項を示すとともに、より効果的なテレワークの利活用のために参考となる事例を紹介している。

【主な用語説明】

CSR：企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業の在り方を指す。

ESG 投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。

BCP：事業継続計画（Business Continuity Plan）とは、自然災害、火災、テロ、サイバー攻撃、感染症などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めておく計画のこと。

１－４　建設コンサルタンツ協会の活動方針

1-4-1 建設コンサルタントビジョンの策定経緯

新たに策定したビジョンも含め、建設コンサルタントのビジョンを図 1-4-1 に示している。

（１）ATI 構想

最初の建設コンサルタントビジョンは、1989（平成元）年に建設省（現国土交通省）が設置した「建設コンサルタントの中長期ビジョン研究会」（座長：中村英夫東京大学教授（当時））により策定された「建設コンサルタント中長期ビジョンーATI 構想（Attractive Technologically Spirited Independent）」（1989（平成元）年 5 月）である。このビジョンにより、建設コンサルタントの進むべき将来像及びそれを実現するための方策がはじめて示された。

（２）建設コンサルタント 21 世紀ビジョンー改革宣言

ATI 構想から 15 年が経過した建設コンサルタンツ協会の設立 40 周年に、協会は「建設コンサルタント 21 世紀ビジョンー改革宣言」（2003（平成 15）年 5 月）を発表した。更に協会では、「改革宣言」を実現するための 5 ヵ年の行動計画として、「（社）建設コンサルタンツ協会中期行動計画」を取りまとめ、2004 年度から第一次中期行動計画（2004～2008 年度）に取り組み、5 年間の総括を行った後、2009 年度から第二次中期行動計画（2009～2013 年度）に取り組んだ。

（３）新ビジョン「建設コンサルタントビジョン 2014」

2013 年度には「改革宣言」発表から 10 年が経過し、第二次中期行動計画が最終年度を迎えることから、2012 年度から中期行動計画 2014 検討委員会を設置し、新ビジョンと新中期行動計画の検討を行った。その成果を 2014 年度の総会で「建設コンサルタントビジョン 2014」として発表し、2014 年度から「第一次中期行動計画 2014～2018」、2019 年度から「第二次中期行動計画 2019～2022」を展開した。また同ビジョンの下、「第三次中期行動計画 2023～2026」を策定した。

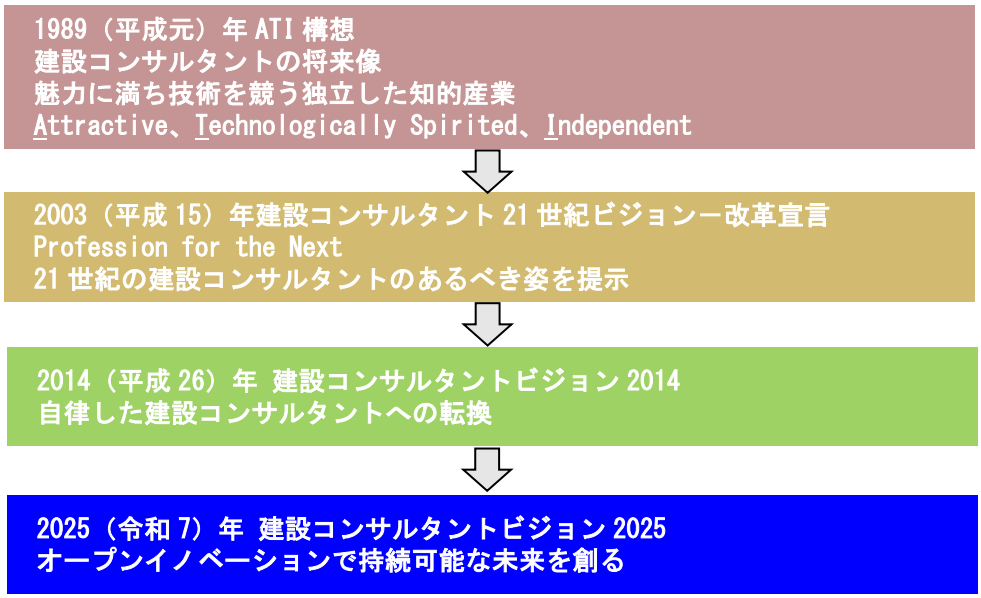

図 1-4-1　建設コンサルタントの 4 つのビジョン

1-4-2「建設コンサルタントビジョン 2014 ～自律した建設コンサルタントへの転換～」

協会では、2014（平成 26）年に新たなビジョンとして「建設コンサルタントビジョン 2014～自律した建設コンサルタントへの転換～」を制定した。

このビジョンでは、「倫理基盤」「品質基盤」「経営基盤」の 3 つの基盤と「多様な事業ニーズ（コア分野・周辺分野）への取組み」「技術競争市場の充実と技術開発」「技術者を活かす組織力の充実」「企業の特質を活かした自律した経営の実践」の 4 本の柱（行動方針）を提示した。その概要は、図 1-4-2、図 1-4-3 のとおりである。

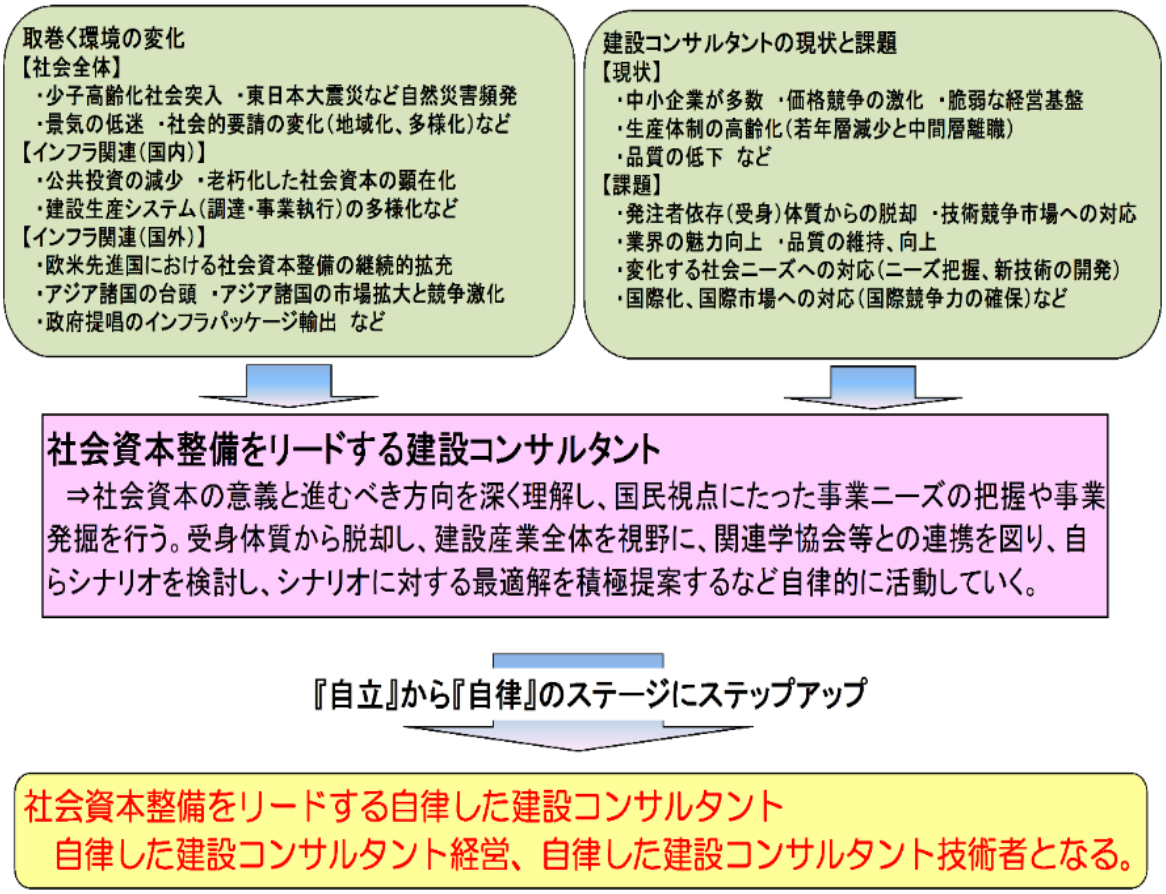

図 1-4-2　社会資本整備をリードする自律した建設コンサルタント

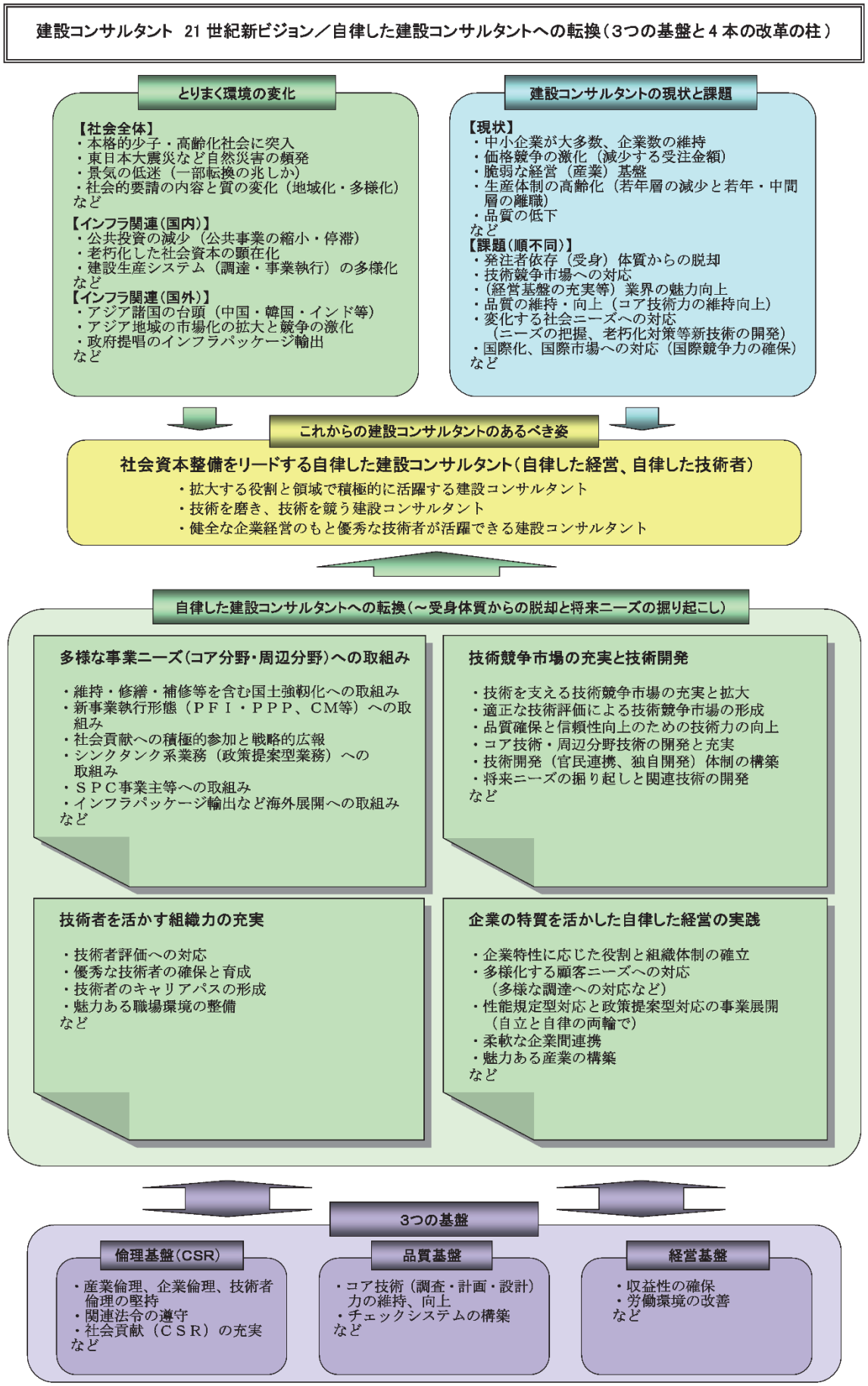

図 1-4-3　建設コンサルタントビジョン 2014

1-4-3 中期行動計画 2023～2026

協会では、2023（令和 5）年に「建設コンサルタントビジョン 2014」との整合を図りつつ、以下の方針で第三次中期行動計画 2023～2026 を策定した。

①前中期行動計画に続き建設コンサルタントビジョン 2014 の 4 本の柱を踏襲し、昨今の社会動向を踏まえて、各柱の目的がより明確になるようにタイトルを一部修正する。

②4 本の柱の目的と施策の関係を吟味し、施策を再配置する。

③類似施策の集約と重複施策の整理を行う。

④達成度が低い施策は、活動の方向性を軌道修正する。

⑤常任理事会、常任委員会、各委員会及び未来塾で提案された新たな施策を加味する。

⑥外部環境変化の加速を踏まえ活動の冗長化を防ぐため、行動計画は 4 年間の計画とする。

その施策体系は、**図 1-4-4** に示すとおりである。

倫理基盤 ・職業倫理の基盤整備と会員企業への普及啓発活動	
第 1 の柱 **多様な社会ニーズへの取組み** 1-1:社会資本整備の在り方と建設コンサルタントの役割の提案 1-2:インフラ整備構想の策定と提案 1-3:国際市場展開の推進 1-4:マネジメント領域拡大の支援 1-5:街・地域づくりの DX の推進 1-6:維持管理分野での役割拡大	**第 2 の柱** **技術競争市場の確立と技術開発** 2-1:技術力による選定の確立 2-2:品質確保のための制度・仕組みの確立 2-3:契約約款案の作成と提案 2-4:適正な責任担保制度の確立 2-5:適正な資格制度の充実 2-6:生産性の向上 (DX 推進:i-Con 及び BIM/CIM の推進) 2-7:技術開発のためのプラットフォームの構築
第 3 の柱 **技術者を活かす組織力の充実と担い手の確保** 3-1:働き方改革（DE&I）の推進 3-2:魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進 3-3:受発注者協働による働き方改革に資する DX の推進 3-4:自律した技術者の育成支援 3-5:適正な報酬体系の充実 3-6:地域貢献と建設コンサルタントの認知度アップ	**第 4 の柱** **企業の特質を活かす自律経営の実践** 4-1:経営基盤の安定・強化の支援 4-2:地域コンサルタントの自律経営支援 4-3:建設コンサルタントの法制化 4-4:サステナビリティ経営の実践 4-5:会員企業の DX の推進

図 1-4-4　第三次中期行動計画 2023～2026 の施策体系

1-4-4 建設コンサルタントビジョン 2025 の策定

2023 年 7 月に次期ビジョンを検討する委員会「建設コンサルタントビジョン 2025 検討委員会（略称：ビジョン 2025 委員会）」を設置し、2025（令和 7）年 5 月に次期ビジョン「建設コンサルタントビジョン 2025　～オープンイノベーションで持続可能な未来を創る～」を策定した。

このビジョンは、2050 年頃までの未来社会を見据えて、社会資本のあり方を提言し、これを踏まえた建設コンサルタントのイノベーションの方向性、目標及びロードマップ（目標年次 2035 年）を示したものである。ビジョンの概要は次のとおりである（**図 1-4-5**）。

1）　**次期ビジョン名**：
　建設コンサルタントビジョン 2025　～オープンイノベーションで持続可能な未来を創る～

2）　**策定年月**：2025（令和 7）年 5 月

3）　**担当委員会**：「建設コンサルタントビジョン 2025 検討委員会」（委員 33 名）

4）　**ビジョンの骨子**：

（ア）社会資本を取り巻く環境の未来予想
　イノベーション創出社会、サステナビリティ、災害レジリエンス、循環型・超低炭素社会

（イ）未来の社会資本のあり方
　災害リスクに適応できる社会、地域全体の最適化、地方創生、流域圏の価値の創造、誰一人置き去りにしない社会、グローバル展開

（ウ）建設コンサルタントの役割の多様化
　多様な契約形態を通じた役割、地域密着型で社会課題解決、未来社会の政策提案、事業主体として新たな事業を開拓、グローバルの課題への対応

（エ）建設コンサルタントのイノベーション
　人材確保・育成、技術革新で未来をつくる、品質確保・生産性向上、未来志向経営、オープンイノベーション、地位と魅力の向上、協会の組織・活動の改革

（オ）イノベーションロードマップ
　ビジョンの目標とロードマップ（目標年次 2035 年）

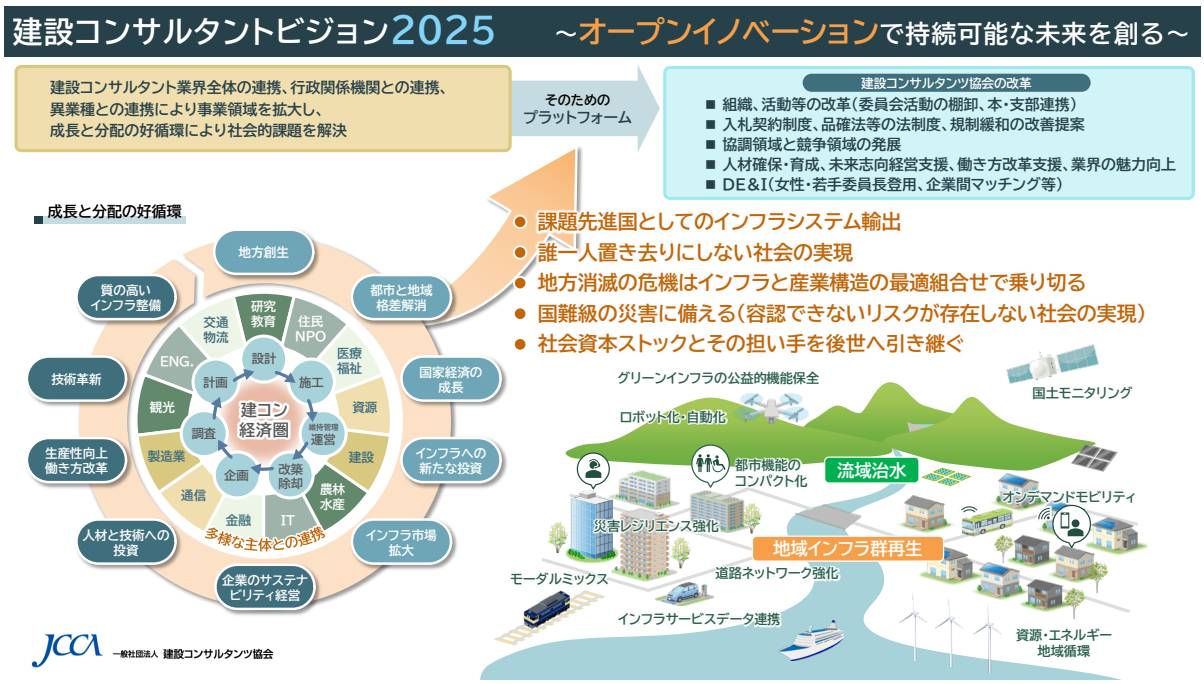

図 1-4-5　建設コンサルタントビジョン 2025 の概要

本部のトピックス（インフラストラクチャー研究所）

インフラ整備 70 年講演会～戦後の代表的な 100 プロジェクト

現在、我が国の社会が享受しているインフラサービスの過半が 20 世紀後半からの 70 年間に広範かつ大規模に進められた事業の成果であり、それらの事業の記録はさまざまな形で残されていますが、それに関わった人々の声を聴く機会は少なくなっています。

協会本部ではこのような状況を踏まえ、戦後のインフラ整備事業の代表的な事例に直接・間接に関わった方々から、その経験や見聞を講演して頂き、それを記録することで、インフラ整備の意義や携わった人々の偉業を、建設コンサルタント技術者にはもちろん、広く一般社会に伝えたいとの思いから、「インフラ整備 70 年講演会」を開催しています。

この講演会は 2018 年 9 月の第 1 回（黒四ダム）に始まり、2020 年 2 月～2021 年 2 月はコロナ感染拡大を考慮して中止としましたが、2021 年 3 月の第 18 回（多摩田園都市と田園都市線）から WEB 形式にて再開、2024 年 3 月の第 49 回（北陸新幹線）から会場・WEB のハイブリッド形式とし、2025 年 5 月（北上川五大ダム）で第 59 回を迎えることができました。

また、いつでもだれもが代表的なインフラ整備事業に触れる機会として、講演概要集の発行（Vol.1～8）や特設サイト（https://www.jcca.or.jp/infra70new/index）の開設、さらに、一般の方々に向け、共同通信社ビルのギャラリー・ウオーク(新交通ゆりかもめ「汐留駅」とデッキで直結)にて、講演会案内のために作成したポスターを展示する一般の方々に向けた広報活動（3 回実施）も行っています。

第１回講演風景

講演概要集（6 講演ごとにとりまとめ）

ポスター展示風景

われわれ建設コンサルタントには、発注者から提示される詳細な仕様に適合させる技術力だけでなく、プロジェクトの構想、新たな計画手法や施工法への提案力など、より幅広くかつ奥深い力が要求され、この傾向は今後さらに強くなると思います。講演会によって得る偉大な事業における構想力や技術革新に関する知見は、貴重な刺激と勇気を与えてくれると思います。さらに講演後に行われる意見交換会では、発注者、建設会社、様々なインフラ関連の方々との懇親を深める事ができ、技術研鑽や人脈形成に大変重要な機会となります。

引き続き、各プロジェクトに関わる講演関係者の多大なるご支援ご協力のもと、100 プロジェクトの講演実施に向けて頑張っていきますので、WEB 視聴だけでなく、是非とも会場まで足をお運び頂きますよう積極的な参加をお待ちしております。

支部のトピックス（九州支部）

「実践橋梁耐震設計に関する勉強会」の開催

九州支部 技術部会 道路技術委員会では、会員企業の若手技術者の育成・技術力向上を目的に、技術講演会、講習会及び現場見学会を毎年開催しています。令和 6 年度は新たな取り組みとして、松田泰治九州大学名誉教授（熊本大学客員教授）を講師とした「実践橋梁耐震設計に関する勉強会」を企画・運営し、道路技術委員会に籍をおく参加会社から公募した構造系若手技術者を対象に、振動学の基礎をテーマに計 10 回の勉強会を実施しました。

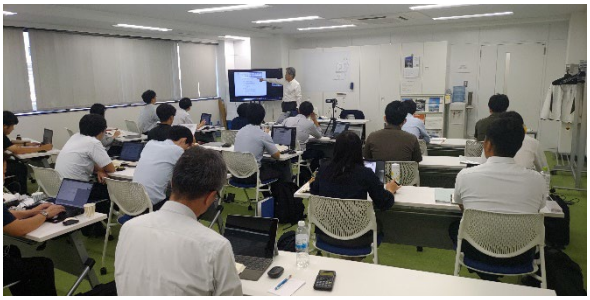
勉強会会場の様子

■開催概要

開催期間：2024 年 8 月 6 日～10 月 22 日
開催時間： 1 コマ 90 分間×10 回
場　　所：九州支部会議室
　　※対面基本
参加人数：17 名

目　　的：

橋梁の耐震設計は、地盤振動という動的な荷重を静的な荷重に置き換えて実施してきましたが、複雑に振動する構造物の応答評価が必ずしも正確に行えないことから、動的解析による照査を主に行うようになってきました。動的解析は専用のソフトを使用するため、データ入力を行えば、簡単に解析結果が得られてしまうこともあり、解析手順がブラックボックス化していることから、技術者が動的解析を十分に理解できていないと感じられています。そのような懸念から、松田泰治九州大学名誉教授（熊本大学客員教授）を講師として、建設振動学の基礎から解析ソフトを使用した動的解析の実践まで学ぶ勉強会を企画しました。

また、若手技術者が学ぶ機会以外にも、複数回の講義を受けることで会社の違う若手技術者の交流の場にもなり、将来的に相談や議論ができる会社間を超えたコミュニケーションの機会を創出できるものと考えました。

内　　容：

振動学の基礎知識を身に付けるため、振動序説から 1 自由度系の自由振動・減衰自由振動強制振動と 2 自由度系の自由振動・減衰自由振動強制振動の他、不規則外力を受ける構造物の応答計算、応答スペクトルの利用を学び、最終講義では各自で作成したエクセルプログラムを用いて担当する地震動に対する応答を計算した上で、レベル 2 地震動標準加速度応答スペクトルと比較し、考察を取りまとめました。

大学講義のような講座形式と演習による学習形式（エクセルプログラムを自身で作成）のハイブリッド形式に加えて、学習形式にはチャットを用いた質疑応答を取り入れるなど、新たな勉強会の取り組みを実施しました。

勉強会の第 1 回と第 10 回の開催後には、松田先生と若手技術者による懇親会も開催し、勉強会におけるコミュニケーションの活性化や、若手技術者同士での演習内容の意見交換も個別に実施されており、将来の若手技術者の人脈という財産形成のきっかけになりました。

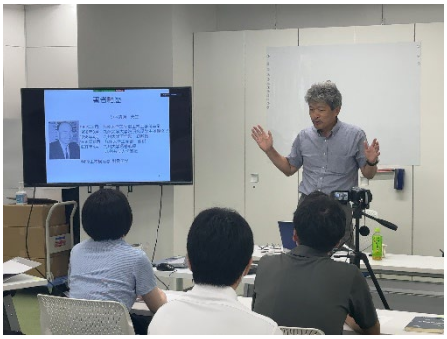

勉強会開催の様子